

議案第 9 号

おいらせ町通学バス条例の一部を改正する条例について

おいらせ町通学バス条例（平成18年おいらせ町条例第81号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 2 年 3 月 5 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

現在運行している地区との相違があり是正するため、提案するものである。

おいらせ町通学バス条例の一部を改正する条例

おいらせ町通学バス条例（平成18年おいらせ町条例第81号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、苗振谷地及び向坂」を「及び二川目」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。